

令和元年度第1回 江別市福祉有償運送運営協議会
議 事 概 要

- 1 日時及び場所 令和元年9月20日(金) 午前11時00分～午前11時30分
江別市役所西棟2階 会議室
- 2 出席者 委員 9名(敬称略)
今井博康、佐藤レイ子、杉澤武則、三好安司、鈴木久雄、
林栄子、東則子、千葉セツ子、佐藤貴史
(欠席：佐藤暢一)
申請法人 1名(敬称略)
社会福祉法人 江別昭光福祉会 (理事長 紺谷 憲夫)
事務局 3名
山岸障がい福祉課長、河崎障がい福祉係長、今井障がい福祉係主事

3 議事概要

(1) 開会

事務局： 早速、第1回目の福祉有償運送運営協議会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、まだ任期中ではございますけれども、委員の変更がございましたのでお知らせをいたします。

まず、札幌運輸支局の中山委員が平成31年4月1日付けで異動となりました為、後任の委員といたしまして、同じく札幌運輸支局の杉澤 武則(すぎさわ たけのり)委員が委嘱をされております。

また、平成31年3月で江別ハイ・タク協議会が解散をいたしましたので、こちらに所属をされておりました鈴木委員と三好委員につきましては退任ということになりましたが、この度、その後任につきましては札幌ハイヤー協会へ委員の推薦を依頼をさせていただきまして、再び三好 安司(みよし やすじ)委員のご推薦をいただいたところでございますので、平成31年4月1日より引き続き委嘱をされております。

以上、任期中の委員と合わせまして10名の委員が委嘱をされているところでございますので、江別市福祉有償運送運営協議会設置要綱第3条の規定に基づきまして、11名以内の委員をもって組織をされていることをご報告を申し上げます。

また、本日は1名来られておりませんが、9名ご出席をいただいておりますので、本協議会が成立をしていることをご報告を申し上げます。

続きまして、事務局より配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。

【事務局から配布資料の確認】

事務局： それでは早速、次の次第の2から要綱に従いまして、これからの進行は今井会長に
お願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

(2) 次第2 議事等

今井会長： 北翔大学の今井と申します。

次第の2、議事等の「福祉有償運送の有効期間更新の登録に係る協議について 社
会福祉法人 江別昭光福祉会」に移ります。

申請法人の入室をお願いします。

【申請法人入室】

今井会長： それでは、申請法人名、職、氏名をお伺いします。

申請法人： はい。社会福祉法人 江別昭光福祉会 施設長の中橋と申します。

今井会長： それでは、申請法人はご着席ください。

では、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局から事前配布資料を基に説明】

今井会長： では、今の説明について申請法人から事業実施に関する補足説明等がありますか。

申請法人： 実績については、今はそれほど多くはないという実情であります。このまま、高齢
化や独居老人で、一人で暮らすお年寄りが多くなるということもありますので、そう
いった福祉有償運送の必要が、どうしても必要になってくると考えて再申請したとい
うところであります。

今井会長： では、ここまでの説明について委員の皆様から質問、意見はありませんか。

鈴木委員： 今、申請法人から説明がありましたお話しの中で高齢化については理解します。た
だ、その中で福祉有償運送というもののなかでは、一人で移動することが困難、介助
者が必要というのは了解があるのかと思っています。自宅からバス停まで移動するこ
とが困難である。しかし、「自分の足で、タクシーには乗れる。」という方は対象にな
らないということも含めて、きちんと対応していただければと思います。

それと、法人の場所と事業を運営している場所の番地だけが違う。後ろにも最後の
番地が7番と10番となっています。江別市の地理について詳しくありませんが、江
別太の222-10番と7番の位置関係ってというのは、極端に言えば隣り合っている
んでしょうか。それとも、この「誠志苑」というのは、社会福祉法人が運営されてい
る施設か何かなんですか。

申請法人： はい。

鈴木委員： はい。わかりました。

今井会長： 他、委員の皆さん、意見はありませんか。

杉澤委員： 実績がそれほど多くないというお話で、2年前に初めて登録を受けたと思うので
すけれども、その時に想定していたことと想定通りだったのか、想定していたよりも何
かの要因で思っていたより利用が少なかったのか、状況がわかれば教えていただきたい

いです。

申請法人：平成29年10月ぐらいに申請しましたが、その時は、もう少し実績があるのかなと見込みがありまして、申請したということでもあります。2年経ちまして、実績の方がこれだけという、ちょっと予想外というような形ではありますけれども、今後はかなり浸透もしてきて、あとは積極的に家族の方にもお話しして利用しているという案件もありますし、状況的に見ますとやはり福祉有償運送というのはどうしても必要になってくると考えております。

高齢者の生活の一部として送迎、受診というのはかなり大きな割合を占めておりまして、週に何回か行かなきゃいけないという方が多いということもあり、介護タクシーというのがありますけれども、介護タクシーというのは本当に送迎だけでその後が大変だということもあります。受診したり、付添したり、介助ということはヘルパーの仕事でありますので、そのサービスを一元的に行うのが福祉有償運送だと考えておりますので、今後とも継続して行っていければと考えています。

杉澤委員：今、登録されているのは8名になっていますが、この方々には、そういうサービスがあるのは周知されていますか。

申請法人：はい。定期的にというわけではないですが、始めた時にはご家族の方に説明はさせていただき、その時はわかっている、なんとなく時間と共に薄れてしまっていると思いますので、また再度説明していきます。

杉澤委員：今、この要介護認定の方々は、どういう形で移動されているんですか。

申請法人：今は、家族の方が中心になっておりますけれども、その家族の方が高齢となってきたり、色々諸事情がありますので難しくなってくると思います。

杉澤委員：今回、登録又は更新し、今度は3年間になりますけど、その3年間の中では、もっと利用者なり登録者が出てくるという見込みでよろしいですか。

申請法人：はい。

今井会長：他にありますか。

東委員：前回の申請の時には要支援の方も含まれていて、10名いらっしゃったように思いますが、今回、要介護8名で介護の方ばかりの状態の中で何かその間事情とかがございますか。

申請法人：特にはありませんが、やはりどうしても介護度の高い人の利用が必要だという形だと思えます。

東委員：この方達だけを対象にサービスを決定されますよね。それ以外の方で、どうしても必要で利用したいという方がこの名簿に加わるということになりましたら、また新たな申請とかそういう手続きをなさいますか。

杉澤委員：あくまで協議会を通じて、追加で登録するというか受け入れていただくということです。

東委員：事業の継続が認められればということでしょうか。

杉澤委員： そうです。名簿の変更は都度申し出を行います。

東委員： それなら、安心いたしました。ありがとうございます。

今井会長： 他、質問はございませんか。

それでは、質問、意見等がないようでしたら、審議に移りたいと思います。

申請法人は恐れ入りますが、退室の上お待ちください。

【申請法人退室】

今井会長： では、審議に移ります。審議の内容は、

- ① 福祉有償運送が必要か否か
- ② 運転者の要件、安全管理が整っているか否か
- ③ 客から受け取る対価が適正か否か

この観点から申請の内容について、委員の皆様からご意見があればお願いいたします。

今井会長： 特にご意見がないということで、審議の結果について、次の4つから決めていきたいと思いますが、

- ① 同意する（特に問題なし）
- ② 条件付きで合意する（一部、改善点あり）
- ③ 合意しない
- ④ 継続審議

この4つの中から結果を申請法人に伝えることとなりますが、ご意見ございますか。

鈴木委員： ①番で承認、継続していただくことと私は思っています。

今井会長： はい。ありがとうございます。

他の皆さんは、よろしいですか。

今井会長： 特に問題なしということですが、申請法人に何か一言付す文言とかありましたら、ご意見ありますか。

東委員： 利用の少ない中で事業を継続されるっていうのは、とても大変なことだと思っていて、それをきちんと継続していただくことに感謝申し上げたいと思います。

ぜひ、利用者の皆さんの便宜を図られるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

今井会長： それでは、審議の結果について、「同意する（特に問題なし）」の今後、利用者の皆様に便宜を図っていただく活動を引き続き行っていただきたいという意見を、申請法人に伝えてよろしいですか。

委員一同： (同意)

今井会長： はい。ありがとうございます。

杉澤委員： 終わった後に私の方から、これからまた会員を増やそうとか利用者を増やしていこうということですが、あくまでもこの有償運送というのは、本来は法人タクシー、青ナンバーのタクシーがやれない範囲をやっていくということなので、会員募集にあたって、必要以上にタクシーより安いですよとか2分の1ですよとか、そういう宣伝

することは禁止されていますので、その旨一言だけ注意させていただきたいと思えます。

今井会長： では、私が結果を伝えた後にということによろしいでしょうか。

杉澤委員： はい。口頭で。

今井会長： はい。了解しました。

それでは、申請法人に入室していただきます。

【申請法人入室】

今井会長： それでは、申請法人に審議の結果をお伝えいたします。

協議しました結果、「同意する（特に問題なし）」という結果で一致いたしました。

なお、今後ますます増えていくであろう利用者への周知をこれまで以上に積極的にやっていただきたいということを希望いたします。では、杉澤委員、お願いします。

杉澤委員： 最後に一言。今回、今後、事業更新して継続していくうえでの業者の募集ですとか、新たに会員の募集を行うと思いますけど、あくまでもこの福祉有償運送の制度というのは、本来、青ナンバーを取っていただいてタクシーとしての形でやっていただくものを特例というような形で、この協議会の中で同意をいただいて白ナンバーのまま有償運送の登録を受けるというものです。

今後、その都度、会員増加に向けて、タクシーの運賃よりも半額以下ということやタクシーよりも安いですよということで、そういう宣伝をできるということではありませんので、その部分をご注意いただいて、今後は事業継続していただければと思います。その点を、ご注意をいただければと思います。よろしくをお願いします。

申請法人： ありがとうございます。

今井会長： はい。以上となります。

後日、事務局から書類の送付がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、申請法人は退室願います。

【申請法人退室】

(3) 次第3 その他

今井会長： 続いて、次第の3「その他」であります、「その他」について委員の皆さんから何かありますか。

今井会長： それでは、最後ですので、事務局から何か伝達事項はありますか。

事務局： はい。事務局から今後の予定につきまして、ご説明をいたします。

新規登録申請がなければ、今年度、協議会の開催はございません。来年度の令和2年6月に登録の更新が必要な事業所が1件、令和2年9月にも登録の更新が必要な事業所が2件ございます。

さらに、委員の任期が令和2年10月31日で満了となりますので、委員の改選を予定しております。改選時期が近づきましたら、各団体からの推薦を再度お願いいた

しますので、その際にはよろしく願いいたします。日程が近づきましたら、協議会開催のための日程調整等のご案内を差し上げます。よろしく願いしたいと思います。

また、本日の協議会の資料でございますが、事務局で回収をさせていただきますので、机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

お帰りの際に、委員報酬の支払先口座について、口座を変更したい等のご要望がございましたら、書類の提出を最後お願いしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

今井会長： はい。ありがとうございます。

(4) 次第4 閉会

今井会長： それでは、次第の4「閉会」に移ります。

その他、特になければ、これで第1回江別市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。